

第7期中間決算公告

平成20年12月25日

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
株式会社みずほフィナンシャルグループ
 取締役社長 前田 晃伸

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	4,171,640	預 渡 性 預 金	75,480,661
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	265,068	債 券	10,350,995
買 現 先 勘 定	9,348,124	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	2,719,624
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	7,876,720	売 現 先 勘 定	7,047,585
買 入 金 銭 債 権	3,015,030	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	13,348,752
特 定 取 引 資 産	12,282,278	特 定 取 引 負 債 金	6,435,649
金 銭 の 信 託	44,322	借 用 金	7,427,337
有 価 証 券	32,537,063	外 国 為 替	5,310,414
貸 出 金	67,590,699	短 期 社 債	264,737
外 国 為 替	787,036	社 債	694,587
そ の 他 資 産	9,339,495	信 託 勘 定 借 債	4,385,279
有 形 固 定 資 産	803,714	そ の 他 負 債 金	1,012,753
無 形 固 定 資 産	293,992	賞 与 引 当 金	8,796,570
繰 延 税 金 資 産	850,185	退 職 給 付 引 当 金	31,160
支 払 承 諾 見 返	4,704,366	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	36,493
貸 倒 引 当 金	△ 687,701	貸 出 金 売 却 損 失 引 当 金	1,853
投 資 損 失 引 当 金	△ 23	偶 発 損 失 引 当 金	54,231
		ポ イ ン ト 引 当 金	15,839
		預 金 払 戻 損 失 引 当 金	9,837
		特 別 法 上 の 引 当 金	9,699
		繰 延 税 金 負 債	1,750
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	9,136
		支 払 承 諾	104,549
		負 債 の 部 合 計	4,704,366
			148,253,870
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	1,540,965
		資 本 剰 余 金	411,227
		利 益 剰 余 金	1,291,244
		自 己 株 式	△ 6,270
		株 主 資 本 合 計	3,237,166
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	48,718
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 39,498
		土 地 再 評 価 差 額 金	146,715
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 83,501
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	72,433
		少 数 株 主 持 分	1,658,543
		純 資 産 の 部 合 計	4,968,143
資 産 の 部 合 計	153,222,014	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	153,222,014

中間連結損益計算書 (平成20年4月1日から
平成20年9月30日まで)

(単位：百万円)

科目		金額
経常	収益	1,903,592
資金運用	収益	1,217,613
(うち貸出)	利息	(723,683)
(うち有価証券)	利息配当金	(262,586)
信託	報酬	29,749
役務取引	等収益	254,606
特定取引	収益	114,998
その他業務	収益	173,392
その他	経常収益	113,231
経常	費用	1,846,804
資金調達	費用	694,209
(うち預金)	利息	(236,118)
(うち債券)	利息	(9,420)
役務取引	等費用	54,473
特定取引	費用	62,078
その他業務	費用	62,276
営業	経常費用	604,469
その他	経常費用	369,296
経常	利益	56,788
特別	利益	17,008
特別	損失	16,468
税金等調整前	中間純利益	57,328
法人税、住民税	及び事業税	12,295
法人税等調整	額	△63,141
少数株主	利益	13,597
中間	純利益	94,577

〈中間連結財務諸表の作成方針〉

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 147社

主要な会社名

株式会社みずほ銀行
株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ信託銀行株式会社
みずほ証券株式会社

なお、Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited他3社は、設立等により当中間連結会計期間から連結しております。
また、みずほクレジット株式会社他2社は、清算等により連結の範囲から除外しております。

②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

②持分法適用の関連法人等 22社

主要な会社名

株式会社千葉興業銀行
新光証券株式会社

なお、日本株主データサービス株式会社他1社は、設立により当中間連結会計期間から持分法の対象に含めております。
また、Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co.,Ltd.は、株式の売却により持分法の対象から除いております。

③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④持分法非適用の関連法人等

主要な会社名

Asian-American Merchant Bank Limited

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

4月末日	1社
6月最終営業日の前日	4社
6月末日	58社
9月末日	61社
12月最終営業日の前日	23社

②4月末日、6月最終営業日の前日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結される子会社及び子法人等については、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれ

の中間決算日の財務諸表により連結しております。
中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については中間連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（イ）と同じ方法によっております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、その他については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建物 | 3年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法で償却しております。

(5) 繰延資産の処理方法

- ①社債発行費
社債発行費は、発生時に全額費用として処理しております。
- ②債券発行費用
債券発行費用は、発生時に全額費用として処理しております。
- ③社債発行差金
社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに、未償却残高を社債から直接控除しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

- 主要な国内の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。
- なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は468,518百万円であります。上記債権には、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債等が含まれております。
- その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(7) 投資損失引当金の計上基準

- 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- また、一部の国内銀行連結子会社における貸出代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴い、関連する証券化商品の評価損に対し、当該証券化商品を参照する流動化スキームの対象となっているものを除き、投資損失引当金を計上しております。なお、時価をもって貸借対照表価額とするため、有価証券と投資損失引当金49,717百万円を相殺表示しております。

(8) 賞与引当金の計上基準

- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(9) 退職給付引当金の計上基準

- 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

(10) 役員退職慰労引当金の計上基準

- 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(11) 貸出金売却損失引当金の計上基準

- 貸出金売却損失引当金は、売却予定貸出金に対する損失について将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

- 偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引のうち他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を個別に見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(13) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、主として「みずほマイレージクラブ」におけるマイレージポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(14) 預金払戻損失引当金の計上基準

預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(15) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項及び第48条の3第1項の規定に基づき計上しております。

(16) 外貨建資産・負債の換算基準

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

上記以外の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(17) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジ或いは金利スワップの特例処理を適用しております。

国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社において、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）を適用しております。

ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。

(i) 相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。

(ii) キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。

個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は118,112百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は110,583百万円（同前）であります。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

(18) 消費税等の会計処理

当社及び国内の連結される子会社・子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

2. 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は9,394百万円、「無形固定資産」中のリース資産は1,000百万円、「その他負債」中のリース債務は19,930百万円増加し、特別損失は10,804百万円増加、税金等調整前中間純利益は9,349百万円減少しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 有価証券には、非連結子会社・子法人等及び関連法人等の株式116,715百万円及び出資金421百万円を含んでおります。
- 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸付けている有価証券は、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計4,596百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は9,472,847百万円、再貸付に供している有価証券は57百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは5,335,905百万円であります。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は72,072百万円、延滞債権額は519,918百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,282百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は525,983百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,126,256百万円であります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。
これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は749,200百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
特定取引資産	4,803,455百万円
有価証券	12,225,465百万円
貸出金	6,323,523百万円
その他資産	3,015百万円
有形固定資産	321百万円
担保資産に対応する債務	
預金	919,936百万円
コールマネー及び売渡手形	2,107,316百万円
売現先勘定	5,535,298百万円
債券貸借取引受入担保金	5,637,754百万円
借入金	3,520,547百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」8,350百万円、「特定取引資産」571,561百万円、「有価証券」2,357,417百万円、「貸出金」833,992百万円を差し入れております。
非連結子会社・子法人等及び関連法人等の借入金等のための担保提供はありません。
また、「その他資産」のうち保証金は123,186百万円、デリバティブ取引差入担保金は803,479百万円、先物取引差入証拠金は28,159百万円、その他の証拠金等は24,734百万円あります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,294,674百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が47,298,851百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。
- 有形固定資産の減価償却累計額 746,827百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金790,942百万円が含まれております。
- 社債には、劣後特約付社債2,157,641百万円が含まれております。
- 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託903,742百万円、貸付信託63,494百万円あります。

15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,325,026百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 211,407円06銭
17. 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率（第一基準） 11.45%

（中間連結損益計算書関係）

- 「その他経常収益」には、株式等売却益72,418百万円および一部の国内銀行連結子会社における信用リスク減殺取引に係る利益17,396百万円を含んでおります。
- 「その他経常費用」には、貸出金償却110,063百万円、株式等償却96,884百万円、貸倒引当金繰入額45,740百万円、一部の国内銀行連結子会社における貸出金代替目的のクレジット投資のうち主に欧州拠点における投資からの撤退に伴う損失27,685百万円、処分方針を決定したその他の証券化商品に関する損失17,614百万円を含んでおります。
- 「特別利益」には、償却債権取立益13,886百万円、固定資産処分益2,191百万円を含んでおります。
- 「特別損失」には、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載したリース取引に関する会計基準適用による影響額10,804百万円、固定資産処分損4,648百万円を含んでおります。
- 1株当たり中間純利益金額 8,373円41銭
- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 7,078円95銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」の一部、並びに「その他資産」の一部を含めて記載しております。

- 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	130,065	129,938	△127
地方債	40,995	40,889	△106
その他	248,673	250,800	2,127
合計	419,734	421,628	1,893

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

- その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,094,392	3,862,888	768,496
債券	18,794,109	18,611,616	△182,493
国債	17,544,290	17,369,182	△175,107
地方債	64,300	64,370	69
短期社債	4,996	4,995	△0
社債	1,180,522	1,173,068	△7,454
その他	9,311,329	8,901,050	△410,279
外国債券	5,841,193	5,670,252	△170,940
買入金銭債権	2,189,754	2,175,189	△14,565
その他	1,280,381	1,055,608	△224,773
合計	31,199,831	31,375,555	175,723

（注）1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用等により損益に反映させた額は、50,163百万円（利益）であります。

2. 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算出された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、122,463百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

- 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非公募債券	1,800,584
非上場株式	419,103
非上場外国証券	553,902
その他	261,949

（金銭の信託関係）

- 満期保有目的の金銭の信託（平成20年9月30日現在）
該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	1,325	1,295	△29

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価等により計上したものであります。

その他

(重要な後発事象)

当社は、平成20年11月13日開催の取締役会において、英国領ケイマン諸島に、当社が議決権を100%所有する海外特別目的子会社Mizuho Capital Investment (JPY) 4 Limitedを設立すること及び同社が優先出資証券を発行することに関する決議を行いました。同社が平成20年12月22日に条件決定を行った優先出資証券の概要は以下のとおりであります。

①証券の種類 円建配当金非累積型永久優先出資証券（当社普通株式への交換権は付与されない。）

②発行総額 3,550億円

③配当率 年4.78%（平成27年6月まで固定配当）
平成27年6月以降は変動配当（ステップ・アップなし）

④払込予定日 平成20年12月29日

⑤本件発行代り金は、最終的に傘下銀行に対する永久劣後特約付貸付金として全額が使用され、関係法令に基づく必要な届出等を前提に、自己資本比率規制における自己資本に算入される予定であります。